

該当箇所	質問の内容	回答
提案説明書「7-(7)」	<p>企画提案書について、提案様式に定められている Word ファイルではなく、記載項目を様式に準拠のうえであれば、Power Point ファイルを使用して作成することは認められるか。</p>	<p>企画提案書については、様式変更を認めているため、Power Point ファイルを使用して作成しても構わない。</p> <p>ただし、記載項目については、様式に準拠すること。</p>
仕様書「3-(2)ア」	<p>「参加を希望する小売電気事業者については、本事業の目的を十分に理解させたうえで、原則参加を認めること。」とあるが、事業調整役が、適切な条件で小売電気事業者を募ったうえで結果的に事業調整役と小売電気事業者が同一事業者（法人）となることは認められるか。</p> <p>仮に認められないと仮定して、何らかの事情で小売事業者の入札が不調になった場合、通常であれば需要家は一般送配電事業者からの最終補償供給を受けることになると思料するが、そうした場合にはご相談の上で事業調整役が小売供給するなどの対応の可能性はあるか。</p>	<p>仕様書で示しているとおり、需要家へ提供する価格が安価になるよう価格に競争性を働かせること。また、卸価格の開示等を行うなどにより、公平に小売電気事業者の選定が行われる仕組みを構築できていれば、事業調整役が小売電気事業者と同一事業者（法人）となることを認める。</p> <p>ただし、上述の諸条件の詳細については、事業予定者選定後、協議において決めていくこととする。</p> <p>また、何かしらの要因で小売電気事業者の不参加や入札不調が起きる事態となった場合、価格の妥当性などを協議のうえ、事業調整役による小売供給について検討していく可能性はある。</p>
仕様書「3-(2)ア」	<p>再エネ事業者が新規の再エネ電源を開発するにあたり、需要との安定的・長期的な契約が不可欠となるが、卸供給を受けることを希望する小売事業者がとても少ない場合や、入札ルールの関係上、需要家または小売事業者が電源と長期契約することが難しい場合、新規の再エネ電源開発が難しくなるものと思料する。</p> <p>そういったケースを避けるため、長</p>	<p>本スキームでは、事業調整役が再エネ発電事業者や需要家を発掘することとしており、市有施設を除く需要家や小売電気事業者から長期契約についての了承が得られるのであれば、本市が否定することはない。</p> <p>ただし、市有施設への受電における長期契約については、「低廉な再エネ電源の安定した確保には長期契約が必要」という理由の正当性や、本市へのメリットなどを整理する必要があるが、長期契約の検討は全く否定するものではないが、現状で</p>

該当箇所	質問の内容	回答
	<p>期で再エネ卸供給を受けることを小売事業者の参加条件とすることや、入札ルールを変更することなどを札幌市様の役割に追加するなど、検討段階でご相談することは可能か。</p>	<p>は本スキームに参加できる仕組みを構築・検討することが優先事項であり、現段階では長期契約の可能性については言及できない。</p>
	<p>事業者 A が本公募を落札した場合、本事業の実施タイミングで、落札者である事業者 A 単独、もしくは事業者 A および他の事業者 B（共同提案者ではない）が共同で新規事業体（共同出資の株式会社等）を設立し、本事業の実施を当該事業体に引き継ぐことは認められるか。また、認められる場合、「予め事業計画に記載する」といった条件はあるか。</p>	<p>原則、事業調整役として選定された事業者が、新規事業体を設立し、本事業の実施を継承することは認めない。</p> <p>ただし、事業を進めるなかで、新規事業体の設立が必要になる場合や、法的な事情などから本事業の実施を別会社に事業継承をしなければいけない事態になった場合、必要な条件等を満たしたうえで認めることもあり得る。必要な条件の詳細については、事業予定者選定後、協議において決めていくこととする。</p>
<p>仕様書「3-2)ウ」</p>	<p>「令和5年度内の事業開始に向けたスケジュールを作成すること。」とあるが、ここでいう「事業開始」とは、具体的になにをもって事業開始を指すか。</p> <p>例えば、小売事業者への卸供給開始を指すか。もしくは、事業実施において新規事業体を設立する計画であれば、当該事業体の設立を指すか。</p> <p>清掃工場電力の活用が令和6年10月目標とされており、第三者所有電源調達のための交渉には一定のリードタイムを要することを考慮すると、令和5年度内に卸供給を開始できない可能性があるのではと思料する。</p>	<p>「事業開始」とは、本事業により事業調整役が再エネ電力を調達し、小売電気事業者を介し、需要家まで供給することを指す。</p> <p>また、開始時期については、令和5年度の開始を条件とするものではないが、令和5年度を目標に最大限努力することを求める。</p>

該当箇所	質問の内容	回答
仕様書「3-2)、(3)」	<p>市有清掃工場で発電された電力に係る非化石証書について、非化石証書の取引を行う予定があるか。取引を行う場合にはその内容についてご教示をお願いする。例えば、「非化石証書は電力と合わせて事業調整役が調達する/電力とは別途の入札等により販売する」など。</p> <p>なお、現時点で未定の場合には、貴市と事業調整役で別途協議を実施するという理解で宜しいか。</p>	<p>本事業において本市清掃工場の余剰電力を活用する場合、非化石証書を電力と併せて事業調整役に売却することを想定している。</p>
仕様書「4-4)」	<p>「需要家が求める再エネ電力メニューを構築し需要家へ提示すること。」とあるが、通常、需要家に供給する再エネ電力メニューは事業調整役の卸供給を受けた小売事業者が設定するものと思料するが、本件が示す「再エネ電力メニュー」とはどのようなものを意図しているか。</p>	<p>需要家への再エネ電力の供給については、事業調整役が需要家にどのような再エネ電力を必要としているかを把握し、その条件に基づき、小売電気事業者へ提示することを想定している。</p> <p>従って、再エネ電力メニューを設定するのは事業調整役であり、小売電気事業者はその条件のもと、需要家へ供給する価格を提示することとなる。</p>
仕様書「4-4)」	<p>環境価値の取り扱いについて、非化石証書であれば、事業調整役としてできるのは証書の登録までであり、需要家への特定電源の紐づけは証書と電気現物を需要家に届ける小売事業者しかできない（事業調整役ではコントロール不可）が、産地証明は小売事業者の役割と考えてよろしいか。</p>	<p>環境価値と産地証明については、事業調整役が行うことと考えており、小売電気事業者しかできない役割だとは認識していない。</p> <p>ただし、その仕組み等については、事業予定者選定後、協議において決めていくこととする。</p>
仕様書「4-4)」	<p>「再エネ電力メニュー」提供にかかわる事業調整役と小売事業者の役割分担、および事業調整役に期待されている</p>	<p>前述の回答のとおり、需要家の要望を把握したうえで、需要家が求める再エネ電力を用意することが事業調整役の役割だと考えている。</p>

該当箇所	質問の内容	回答
	<p>る役割について、札幌市様の想定をご教示いただけるか。(例えば「再エネ電力メニュー」を小売事業者と一緒に設計するなどの役割が求められる場合、そういった条件を小売事業者の参加条件に設定することは可能か。)</p>	
<p>仕様書 「5」</p>	<p>本提出物はそれぞれ具体的にどのようなものか。また、提出するタイミングは落札後に札幌市様と落札者が調整するという理解でよろしいか。</p>	<p>現段階では、主に本事業における各年度の年度計画の提示や、再エネ電力の取扱実績(どのくらいの再エネ電力を連携自治体で地産地消し、本市内の需要家に提供できたか)などの報告を想定している。</p> <p>具体的な内容や提出時期については、事業予定者選定後、協議において決めていくこととする。</p>
<p>仕様書 「6」</p>	<p>事業調整役と札幌市様が当該協定で合意することとは具体的に何を想定しているか。(3 事業内容「(2) 事業予定者の役割」を実行する前段の計画検討を行うイメージでよいか。)</p>	<p>必要な内容と判断されれば、価格などといった詳細な内容について協定に盛り込むことを想定しているが、合意事項等は、事業予定者選定後の協議において決めていくこととする。</p>
<p>仕様書 「6」</p>	<p>仮に新規事業体を設立し事業開始を行った場合、協定期間は最長でも3～4年間となっており、新規事業を構築するうえでは短期間であると思料している。本協定期間終了後は新規事業体での業務継続はできないという理解で宜しいか。(例えば協定期間継続の優先交渉などはあるのか。)</p>	<p>協定期間は令和9年3月31日までとしているが、本市と協議のうえ、双方合意した場合は、期間を延長できることとしている。</p> <p>また、現段階では協定期間の設定においては、協定内容の見直しの機会を設けるために定めており、事業調整役を見直すことを想定しているわけではない。</p>
<p>仕様書 「6」</p>	<p>事業を行うための基礎となる仕組み(プラットフォーム)を構築後、協定が切れて本事業が継続されない場合、プラットフォームを誰がどのように運</p>	<p>前述の回答のとおり、協定期間は一定期間ごとに見直しの機会を設けるためのものであり、事業の実施期間を定めるものではない。</p>

該当箇所	質問の内容	回答
	営するのか。	